

民間企業の勤務条件制度等調査

I 調査の説明

1 調査の目的

- (1) 民間企業の勤務条件制度等調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、災害補償法定外給付及び退職管理等の諸制度を調査し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。
- (2) 上記(1)に加え、本年調査においては、内閣総理大臣及び財務大臣から退職給付調査の実施及び見解の表明について要請がなされたことから、民間企業の退職給付制度等を調査し、本院としての見解を表明するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び範囲

(1) 地域

全 国

(2) 調査対象企業

令和3年10月1日現在における常勤の従業員数が50人以上である企業のうち、日本標準産業分類の大分類の農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業・卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類されたもの。

ただし、次の経営形態のものを除く。

- ア 政府機関及びその関係機関
- イ 地方公共団体及びその関係機関
- ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関
- エ 企業組合等

(3) 調査企業の選定

上記(2)の調査対象企業45,605社を産業別、常勤の従業員数による規模別（以下「規模別」という。）に層化し、無作為抽出法により7,562社を選定した。その規模別企業数は、次表のとおりである。

規 模	調査企業数
計	7,562社
1,000人以上	1,233社
500人～999人	1,405社
100人～499人	2,561社
50人～99人	2,363社

3 調査事項

令和3年10月1日現在における次の事項（（4）から（6）までを除く。）

（1）企業に関する事項

- ア 企業の名称
- イ 所在地
- ウ 主な事業内容
- エ 企業全体の常勤の従業員数

（2）業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

- ア 法定外給付制度の有無
- イ 紙付額の決定方法
- ウ 紙付額

（3）社宅の状況等

- ア 転勤の有無、社宅の保有の有無
- イ 社宅の入居対象者等
- ウ 社宅の使用料等

（4）退職給付制度等関係

令和3年3月31日現在における次の各事項

- ア 事務・技術関係職種の従業員の状況
- イ 退職給付（退職一時金・企業年金）制度の状況
- ウ 退職一時金制度の状況
- エ 定年前退職者の退職一時金優遇制度の状況

（5）企業年金制度関係

令和2年度中に存在した企業年金制度の老齢給付金（事務・技術関係職種に適用された制度）に係る次の各事項

- ア 老齢給付金の内容
- イ キャッシュ・バランス・プランの状況
- ウ 厚生年金基金の導入状況

（6）従業員別に調査する事項

調査企業における令和2年度中に退職した勤続20年以上の常勤の事務・技術関係職種従業員のうち、大学卒（大学院卒を含む）又は高校卒の者について、退職給付に係る次の各事項

- ア 退職事由
- イ 学歴
- ウ 性別
- エ 退職時の満年齢
- オ 勤続年数
- カ 退職一時金額
- キ 企業年金の種類
- ク 脱退一時金額
- ケ 選択一時金額
- コ 年金支給開始年齢
- サ 支給期間
- シ 保証期間
- ス 支給（予定）年金年額
- セ 確定拠出年金に係る資産額又は累計拠出額等（企業拠出分）
- ソ 厚生年金基金の解散に伴う分配金

タ 適格退職年金の廃止に伴う分配金

※「(4) 退職給付制度等関係」以降の結果については、「令和3年民間企業退職給付調査」（人事院給与局生涯設計課）を参照。

https://www.jinji.go.jp/toukei/taisyokukyuufu/taisyokukyuufu_ichiran.html

4 調査対象従業員の範囲

原則として、期間を定めず雇用されている常勤の従業員に限るものとし、臨時の者を除く。

5 調査対象の制度等

調査の対象とする制度等は、労働協約・就業規則又は会社内規などによることとし、その制度が企業内の組織、職種等により区々である場合には、特に指定のある場合を除き最も多く適用されている制度を回答することとした。

6 調査方法

すべての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とした上で、調査企業7,562社のうち、200社については職員調査を、その他の企業については、郵送調査をそれぞれ本社(本店)に対して行った。

7 調査の実施期間

令和3年10月1日～同年12月28日

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための出勤回避等の影響を踏まえ、当初11月30日までとしていた調査期間を12月28日までに変更した。)

8 集計企業と集計方法

回答のあった3,803社のうち、調査時において規模が不適格なものを除いた、残り3,677社について独立行政法人統計センターに依頼し、集計を行った。なお、集計に当たっては、結果の数値を母集団に復元し、特定の規模及び産業の企業に偏った結果が出ることのないよう配慮している。

以上